



新設

# 『判別手続』 ～カルテル・談合調査に 新しい手続が導入されます～

— 第2部 要件の理解と事前準備（前編） —

## 判別手続を利用するためには

判別手続の要件を理解して、事前準備をしておくことが大切です。

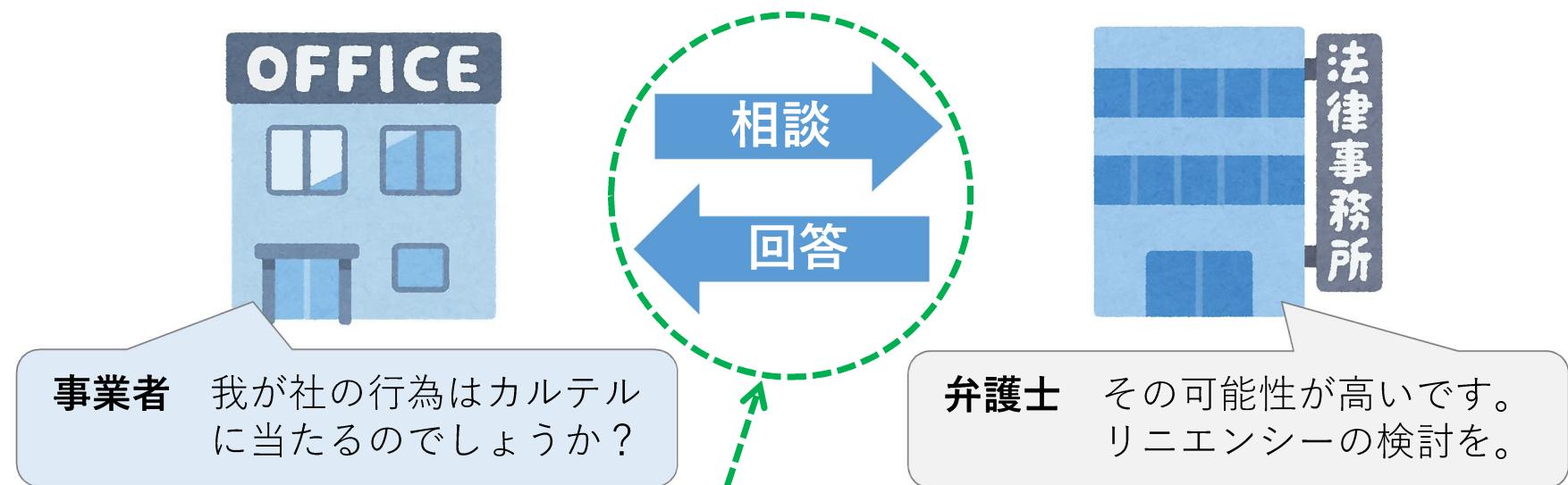
※ 事前準備を行わないまま公正取引委員会の調査が始まったときは、判別手続を利用できません。

判別手続において返却を受けるには

- ①特定通信の内容を記録した物件（特定通信文書等）が
- ②適切に保管されている必要があります。

## 【特定通信の内容を記録した物件】とは

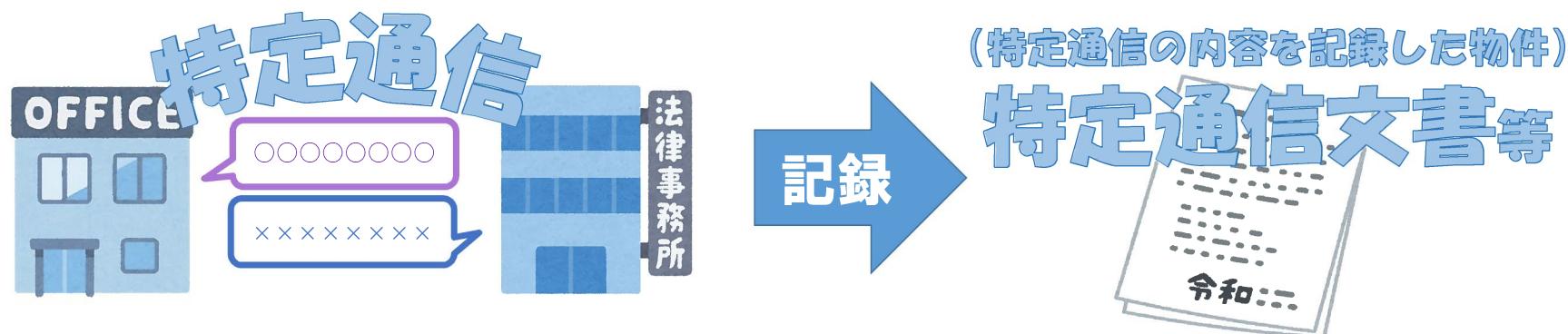
課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について  
事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信（面談、電話、電子メール等）



これを「**特定通信**」といいます。

## 【特定通信の内容を記録した物件】とは

特定通信の内容を文書等の形にしたもののが「特定通信の内容を記録した物件」（特定通信文書等）となります。



### (具体例)

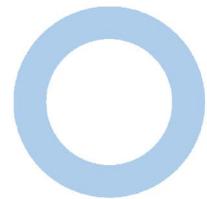
事業者から弁護士への相談文書、弁護士から事業者への回答文書  
弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記録された報告書

【特定通信の内容を記録した物件】とは

課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について  
事業者と弁護士との間で秘密に行われた  
通信の内容を記録したもの

## 【課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見】とは

カルテル・談合等の、**課徴金減免制度の対象**となる違反被疑行為（課徴金減免対象被疑行為）に関する法的意見です。



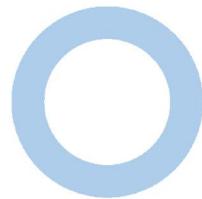
**カルテル**行為に係る課徴金減免申請や調査協力についての法的意見



**外国競争法等の他法令**に関する法的意見や、**独占禁止法の私的独占や不公正な取引方法**に関する法的意見

## 【課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見】とは

カルテル・談合等の、課徴金減免制度の対象となる違反被疑行為（課徴金減免対象被疑行為）に関する法的意見です。



事業者の行為がカルテルかどうかについての法的評価や、社内調査しリニエンシー申請を行うことを勧める法的助言



社内調査等を通じて把握した、カルテル等が疑われる会合で話し合われた内容や出席者等の事実そのもの

【特定通信の内容を記録した物件】とは

課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について  
事業者と弁護士との間で秘密に行われた  
通信の内容を記録したもの

## 【事業者と弁護士との間で】行われた通信とは

事業者が法人の場合、

事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者

(相談担当者) が通信を行ったことが必要です。

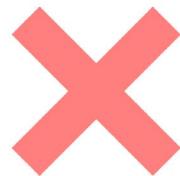
※ それ以外の者が行った通信は原則として特定通信ではありません。

典型的には、法務部門の役員・従業員です。

※ 法務部門がない場合は、例えば、総務部門など、担当・所掌業務の実態等を踏まえ個別に判断します。

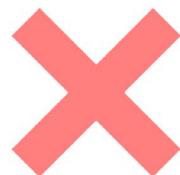
## 【事業者と弁護士との間で】行われた通信とは

通信の相手方は、弁護士であって、事業者から独立して法律事務を行う者である必要があります。



組織内弁護士（事業者と雇用関係にある弁護士）

※ 例外的に「課徴金減免対象被疑行為の発覚等を契機として、事業者からの文書による指示により、当該事業者の指揮命令監督下になく、独立して法律事務を行っていることが明らかな場合」は、当該指示があった以降は事業者から独立して法律事務を行う者と認められます。



外国弁護士・外国法事務弁護士

## 【特定通信の内容を記録した物件】とは

課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について  
事業者と弁護士との間で秘密に行われた

通信の内容を記録したもの

## 【特定通信の内容を記録したもの】とは

通信の記録には、写真や図画など文書の形式でないものも含まれます。

原則として特定通信が行われた日以降に作成・取得した文書等が対象となりますが、最初の特定通信の際に既に作成・取得したもので実際に用いたものも含まれます。



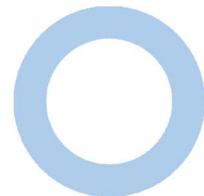
相談のため事前に作成し、実際の相談で使用した資料



相談のため事前に作成したが実際の相談には使用しなかった資料

## 【特定通信の内容を記録したもの】とは

事実に関する記載が含まれていても、全体として課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見についての弁護士との相談文書・回答文書といえる場合は特定通信文書等に該当します。



ヒアリングなどにより調査して得た一定の事実を記載するとともに、その**事実関係を前提に、それを評価した法的意見を記載**している文書



ヒアリング記録等の**事実を主たる内容**とする文書等

## 特定通信に当たらない内容が記録された文書等

### 対象外文書等

#### □ 一次資料

(例) 会合の内容が記載された役員等の手帳やノート

#### □ 事実調査資料

(例) 役員・従業員へのヒアリング記録、社内アンケート調査

#### □ 他法令等に関する法的意見の内容を記載した文書等

(例) 私的独占や不公正な取引方法に関する相談・回答文書

等

## 特定通信文書等に対象外文書等が含まれている場合

物件が対象外文書等である場合、  
判別手続における返却の対象にはなりません。

(例) 「法律相談への回答」とタイトルが付けられたヒアリング記録

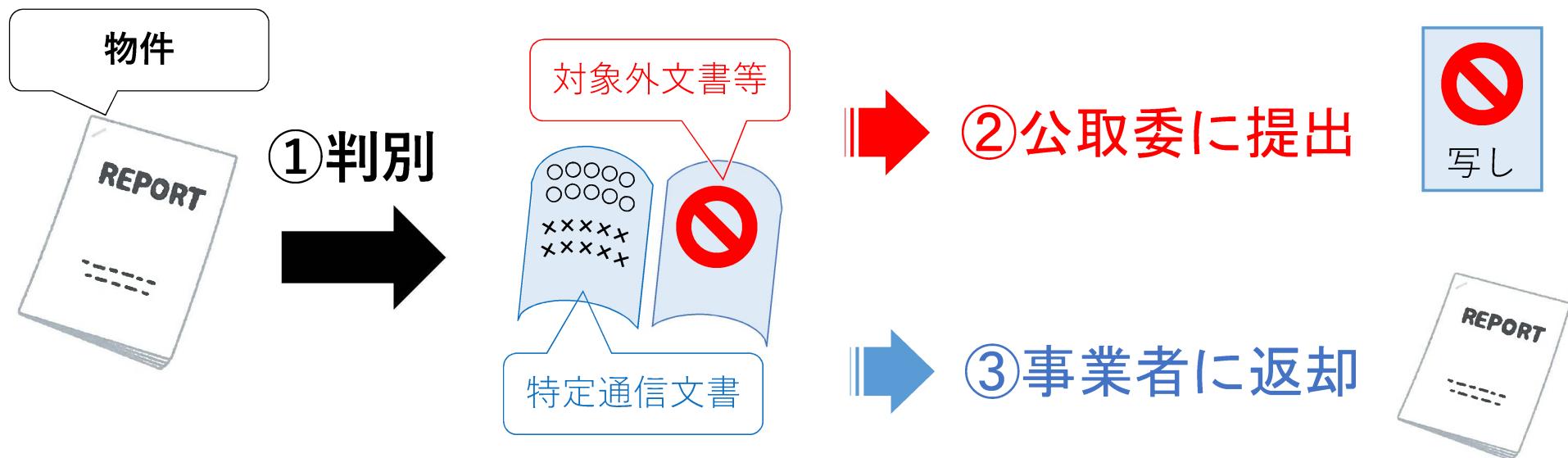
物件が特定通信文書等ではあるが対象外文書等が含まれている場合、そのままで物全体が返却されません。

(例) 相談文書にヒアリング記録が添付されている。

回答文書に他法令に関する法的意見の記載がある。

特定通信文書等に対象外文書等が含まれている場合

公正取引委員会にその写しの提出等を行うことで物件全体の返却を受けることが可能になります。



## 文書等が検査妨害等に関するものである場合

違反行為を行うこと、違反行為を行うことを容易にすること、検査を妨害すること等に関するものについては、**判別手続による返却を受けることはできません。**



**カルテルの隠蔽**（いんぺい）に係る助言を弁護士に依頼した文書  
公正取引委員会の調査があった場合の**証拠破棄手順の計画・準備**等を内容とした弁護士からの回答文書



事業者の行為がカルテルかどうかについて弁護士が法的評価をした文書

## 判別手続を利用するためには

### 準備

- ✓ あらかじめ、事業者としての相談担当者を定めておきましょう（複数可）。

（例）法務部門の役員・従業員

- ✓ 特定通信文書等と、それ以外の文書等とはできるだけ分けて作成して別々に保管しましょう。

（例）同時に様々な相談をした場合でも、カルテルに関する相談記録と優越的地位の濫用に関する相談記録は別文書として作成し、別のファイルに分けて保管する。

## <判別手続に関する規則・指針>

- ✓ 公正取引委員会の審査に関する規則  
(第23条の2～第23条の5)
- ✓ 事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針

判別手続規則 で検索



## <判別手続に関するお問い合わせ>

公正取引委員会事務総局 官房総務課 判別係

03-3581-5471（代表）

※ 判別係とお伝えください。

<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/hanbetsu/index.html>

※ ウェブサイトからQ&Aも参照できます。

